

ぜひご検討ください!

ベビーシッターとして 活躍しませんか？



県は、3歳未満の児童を養育する家庭の負担軽減となるよう、
ベビーシッターの利用者（親等）に対して、市町村と一緒に助成する事業を始めました。

問い合わせ先
奈良っ子はぐくみ係
(TEL:0742-27-8733)

対象年齢

3歳未満の児童

利用者への
補助金額

児童1名につき、1回の利用料が5,000円を超える場合に、

対象の児童1人あたり**3,000円/回**かつ**72,000円/年**

Contents



育児支援



外出支援



送迎支援



家事支援

(保護者が病院や買い物に行く際の付き添い等)

(園や習い事への送り迎え等)

(炊事・洗濯・掃除等)

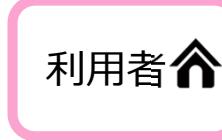


事業スキーム

※ベビーシッターとして働くには、児童福祉法により、「認可外保育施設の設置届」をお住まいの市町村へ提出する必要があります。(事業開始日から1か月以内)

また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご留意ください。

※ベビーシッターの届出及び登録の手続きフローについては、裏面のベビーシッター利用支援事業フロー図をご覧ください。



③サービス申し込み/利用者証の提示

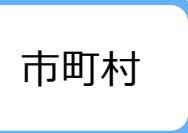
⑥利用料の支払い

①利用申し込み

⑧補助金の請求

②利用者証交付

⑨利用者への補助金の還付



④サービス提供

⑤サービス提供記録交付

⑦サービス提供記録の提出

ベビーシッター

- ・保育士
- ・幼稚園教諭
- ・看護師
- ・子育て支援員研修修了者



※こどもに教育・保育などを提供する学校、認可保育所等の事業者に対し、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組を義務付ける「こども性暴力防止法（日本版DBS法）」が令和8年1月25日に施行されますので、ご留意ください。





ベビーシッター利用支援事業フロー図



奈良県こども保育課

